

公益財団法人起業家支援財団

平成29年度 事業計画

I. はじめに

当財団は設立（平成19年）10周年を迎えました。主力事業である学生起業家支援事業を通じて、これまで約250名の大学生、大学院生に対し奨学金を支給してきましたが、平成26年度には青年起業家支援事業の一つとして、アーリーステージにある起業家に対する起業支援金の支給事業を開始、また平成28年度には、これらの事業に加えてアントレプレナー教育事業においても助成金支給を開始する等、事業領域の拡大に努めてまいりました。平成29年度以降は新たな10年に向けて、これらの事業をさらに発展させていくとともに、これまで築いてまいりました奨学生のOB、OG、大学やベンチャー支援機関等とのネットワークを有効的に活用し、新たな起業家育成の機会につながるような収益事業も視野に入れて取り組むこととし、当財団を基盤とする起業家支援のためのプラットフォームを構築してまいります。

II. 事業計画

定款に従い、以下のとおり事業活動を展開してまいります。

1. 学生起業家支援事業（定款第4条の（1））

（1）将来、起業を目指す学生に対する奨学金の支給

第9期生に続き、第10期奨学生を奨学生選考委員会（平成29年1月下旬ないし2月初旬に開催予定）において選考し、奨学金を給付します。

（2）将来、起業を目指す学生に対する教育、助言等

第9期生に対して、平成29年の1月と3月に予定している学生起業塾を実施、3月の最終回には松井理事長による基調講演を実施する予定です。

第10期生に対しては、平成29年4月（または5月）に開講、翌年3月まで全6回の学生起業塾を開催予定です。

学生起業塾に関しては、従来以上に奨学生OB、OGによる講義の枠を増やし、奨学生同士のネットワーク構築に資するよう工夫をこらしてまいります。

2. 青年起業家支援事業（定款第4条の（2））

平成26年度に初めて実施しました創業後間もない段階にある起業家に対する起業支援金の支給については、平成28年度も公募を実施しました。

平成29年度におきましても、本事業のための特定費用として積み立て予定の資金並びに基本財産の配当収入を原資として、引き続き公募による起業支援金の支給事業を行う予定です。

なお、創業後間もない優良な起業家の応募の機会を増やすため、年間を通じた公募とします。また、神奈川県をはじめ近隣地域の大学や支援機関との連携を強化し、より効果的な支援が行えるよう取り組んでいきます。

3. アントレプレナー教育事業に対する助成事業（定款第4条の（3））

本事業は、大学やベンチャー支援機関が行うアントレプレナー教育事業、具体的には「起業・ベンチャーを目指す学生に対するアントレプレナー教育」や「ビジネスプランコンテスト及びビジネスプラン研修などの活動」に対し、公募により対象事業を選定のうえ、助成金支給（1件あたり50万円～70万円）のほか事業運営にあたってのノウハウ提供等の支援を行うものです。

本事業は平成27年度に初めて実施した事業ですが、平成29年度においても、大学や支援機関等を通じて起業を志す学生の裾野を広げるとともに、当財団と大学や支援機関等とのネットワークを強化するため、引き続き実施します。

4. 起業家顕彰事業（定款第4条の（4））

顕著な実績を挙げている起業家や経営者を、他団体と連携して顕彰するものです。

このため、引き続き神奈川ビジネスオーディションの運営委員会に参加するとともに、かわさき起業家オーディションへの協賛ほか、他のインキュベーション施設とも情報交換、連携を行ってまいります。

5. アントレプレナー教育、起業家等に関する調査、研究（定款第4条の（5））

神奈川県、横浜市からの受託事業で当財団が対応可能な事業を積極的に発掘し、対応してまいります。

平成28年度は、神奈川県が公募した「起業家創出促進事業」を監査法人トーマツからの再委託の形で、5,400千円の事業を受託しましたが、平成年度におきましても、同事業は継続される可能性が高く、引き続き受託できるよう努めてまいります。

6. 新規収益事業の企画・立案と実施

冒頭に記したように、当財団としては、これまで築いてまいりました奨学生のOB、OG、大学やベンチャー支援機関等とのネットワークを有効的に活用して、当財団を基盤とする起業家発掘、起業家支援のためのプラットフォームの構築に資する収益事業を企画・立案、実施につなげていく所存にて、今年度はその為の予算も計上いたします。

III. 管理、運営

1. 組織運営

（1）正確・透明な財団運営

公益財団法人として、公益性を踏まえ、法令、定款に沿って正確・透明な財団運営を行ってまいります。

特に、国や自治体等公的部門から受託した事業について明確な事業別管理を行います。

（2）評議員会、理事会の開催

平成29年度の評議員会、理事会の開催は次のとおりを予定しています。

<評議員会>

「定時評議員会」と「臨時評議員会」の2種とします。

①定時評議員会 年1回3月に開催

②臨時評議員会 原則12月開催、そのほか、必要に応じ随時開催

事業計画及び収支予算の審議は原則として12月臨時評議員会で行います。

<理事会>

「定時理事会」と「臨時理事会」の2種とします。

- ①定時理事会 年1回3月に開催
- ②臨時理事会 原則12月開催、そのほか必要に応じ随時開催

事業計画及び収支予算の審議は原則として12月臨時理事会で行います。

2. 財団管理

経理規定等諸規定を遵守し、コンプライアンス意識を徹底して透明な業務運営を行ってまいります。また、随時、税務顧問のチェックを受け、正確な事務管理に努めます。

以上